# 日高信用金庫【事業承継サポート事業】 募集要項

１．募集対象先

（１）当金庫基盤地区である新冠町・新ひだか町・浦河町・様似町・えりも町・広尾町・大樹町いずれかの後継者不在先を引き継いで創業する者、Ｍ＆Ａをする方。
なお、後継者不在先を引き継いでの第二創業的な取り組みは、Ｍ＆Ａや新事業展開等として対象とします。

（２）親族内承継・従業員承継・第三者による承継を行い、新たな取り組みを行う方。
ただし、単なる代表者変更は対象外とします。
※新たな取り組みとは、設備の新築・改修、新商品開発、新規事業展開、新販路拡大、事業転換、広告媒体の整備、生産性向上設備・ＩＴ導入等。

（３）助成金交付後に当金庫が行うモニタリングに対して、資料提出や面談にご協力いただける事業者とします。

２．対象となる条件

（１）今後 3 年以内に承継予定もしくは承継後 3 年以内であることを条件とします。

（２）当金庫（関係支援機関との連携を含む）に事業承継相談を行い、事業承継や承継後における事業計画を作成することを条件とします。

（３）引き続き対象 7 町を主体に事業を行うことを条件とします。

３．助成金額および交付方法

（１）助成金額

助成金総額 100 万円を限度として、助成金額は以下のとおりとします。
親族内承継：1 対象先 10 万円とします。（ただし、三親等以内の親族とします。）
親族外承継：1 対象先 30 万円とします。
ただし、助成金総額に到達した時点で終了となりますので、ご了承願います。
事業承継の完了については､開業届･代表者変更が確認できる書類により確認させていただきます。

（２）助成金の交付方法

助成金については、事業承継計画書(事業計画書)の認定をもって当金庫の指定口座へ振込みとなります。

４．交付対象経費

（１）対象は、わが国の事業承継補助金の対象経費に準じ、人件費、店舗等借入費、設備費、試供品、原材料費、広告費他とします。

（２）助成金の資金使途がわかる資料（見積書・請求書等）をご提出いただきます。

５．申請方法

（１）最寄りの当金庫営業店もしくは事業承継を予定している地区の当金庫営業店へ事業承継相談を行った上で、事業承継計画書(事業計画書)を作成していただきます。

（２）事業承継計画書(事業計画書)については、各営業店で配布します。

（３）申請書類等から、当金庫が知り得た事業情報や個人情報は、精査のため外部専門家への開示は行いますが、それ以外の目的には使用しません。
なお、提出された計画書等については、認定日及び認定機関の署名捺印の上、原本を申請者様へ交付します。

６．手続きの流れ

（１）当金庫（関係支援機関との連携を含む）に相談いただきます。
（２）事業承継に向けての計画・事業承継後の事業計画を作成します。
（３）事業承継計画の精査を行い、助成金交付認定をします。
（４）事業承継計画(事業計画)認定後、助成金交付となります。

７．審査および交付決定

（１）助成金の交付にあたっては、外部専門家により事業承継計画書の妥当性等について精査のうえ、交付を決定します。
（２）精査については、公平性を期するため、外部の有識者を交えて行います。

８．審査結果の通知・公表

（１）申請者へは、審査結果の如何を問わず通知させていただきます。
（２）審査結果の判断に至った理由等については、如何なる理由があっても回答はできません。

９．事業実施スケジュール

| 日　　程 | R8/8～R9/1 | R8/8～R9/1 | R8/8～R9/3 | R8/8～R9/3 |
|---|---|---|---|---|
| 通年募集<br>通年選考 | **募集告知期間** | **申請書類受付期間** | **審査期間** | **最終決議選考<br>発表・助成金交付** |
| | 募集要項の告知 | 応募用紙の交付 | 選考委員の審査 | 選考結果の発表<br>口座振込 |

※審査業務の都合上、申請受付は令和 9 年 1 月 29 日（金）をもって締め切りいたします。

10. お問い合わせ先

日高信用金庫　「各営業店」または「地域支援部　地域支援課（事務局：電話　0146-22-4113)」